

島根労働局発表
令和8年6月29日(月)

担	島根労働局労働基準部賃金室
	賃金室長 渡辺 淳一 賃金係長 曾田 智弥
当	TEL 0852-31-1158



「島根県最低賃金」改正に向けての審議が始まります。

— 7月14日、島根地方最低賃金審議会にて改正諮問—

島根地方最低賃金審議会を下記のとおり開催します。

当日は、島根労働局長（中村 昭彦（なかむら あきひこ））から島根地方最低賃金審議会（会長 藤本 晴久（ふじもと はるひさ））へ改正諮問を行います。

これを受けて同審議会は、県内の経済・雇用情勢や賃金実態など最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、最低賃金法の趣旨に沿って調査審議を進めることとなります。

取材希望につきましては、下記によりお申し出下さい。

1 開催日時と場所

- (1) 日 時 令和8年7月14日(火) 午前10時00分から
- (2) 場 所 松江地方合同庁舎 島根労働局専用大会議室
松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階

2 審議内容

- (1) 島根県最低賃金の改正諮問について
- (2) 労働団体等からの要請について
- (3) その他

3 審議会の取材等について

- (1) 傍聴（取材）のご希望につきましては、7月10日（金）までに担当までお問い合わせ下さい。なお、傍聴には人数制限がありますのでご了承ください。
- (2) あらかじめ申し込まれた場合は、会議冒頭の頭撮りに限って写真撮影などを行うことができます。

〔過去5年間の改正状況〕

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
引上額	32円	33円	47円	58円	71円
時間額	824円	857円	904円	962円	1,033円

1 最低賃金制度とは

最低賃金法（昭和34年法律第137号）に基づき、国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

仮に最低賃金より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

最低賃金には、産業にかかわらず地域内のすべての労働者に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」と、「製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金」のように、特定の産業で働く労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」（島根県では6業種）の2種類があります。

（1）適 用

島根県最低賃金は、島根県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。

派遣労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

（2）金 額

次の賃金は、最低賃金に算入されません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 所定時間外労働、所定休日労働及び深夜労働に対して支払われる手当
- ③ 臨時に支払われる賃金
- ④ 賞与など1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

2 使用者は、島根県最低賃金額以上の賃金を支払わない場合、最低賃金法に基づき、処罰されることがあります。

3 最低賃金法（抜粋）

（最低賃金の効力）

第4条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

(地域別最低賃金の原則)

第9条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。

3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

(罰則)

第40条 第4条第1項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50万円以下の罰金に処する。

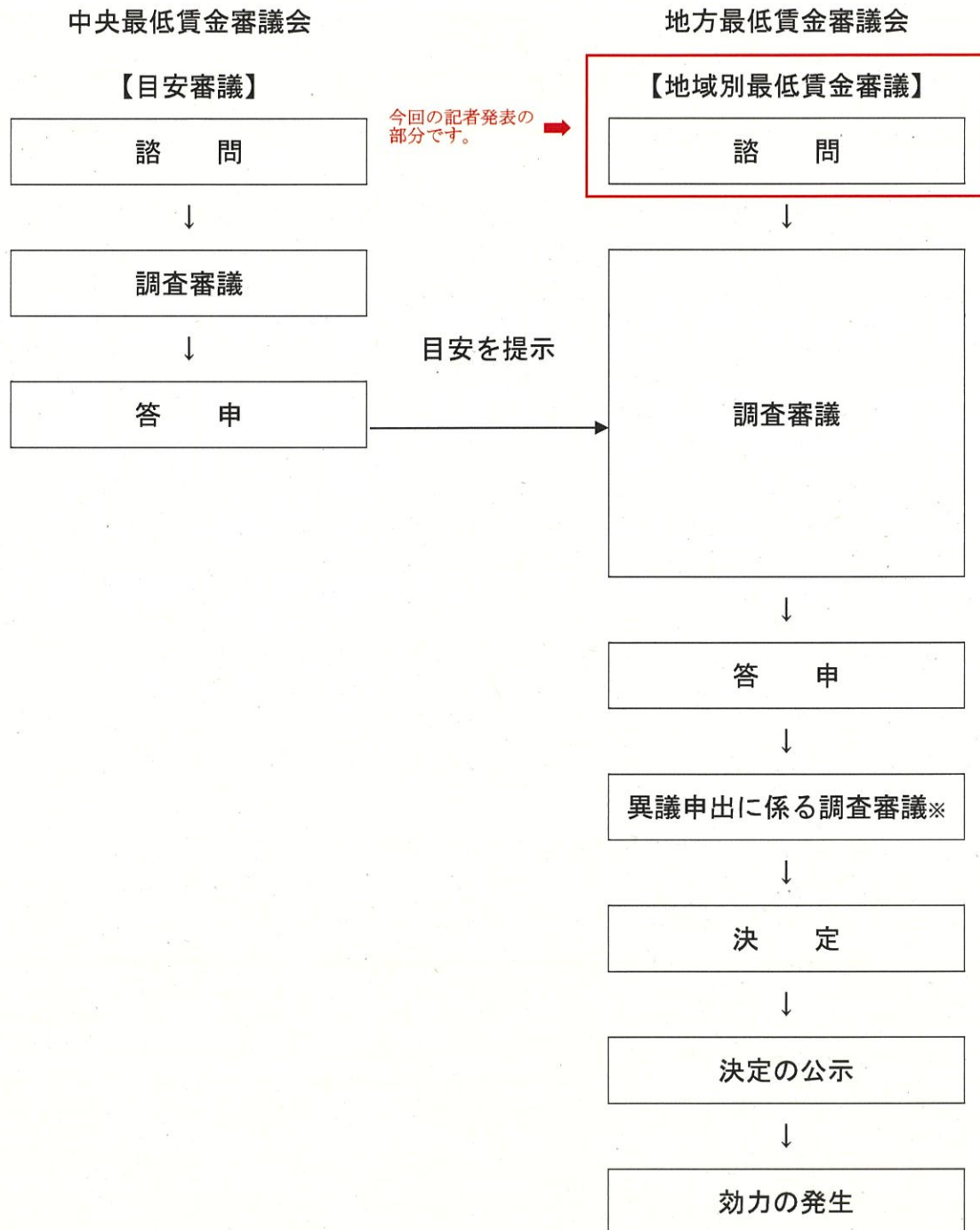
4 最低賃金の改定

最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分に参考にしながら審議を行い決定します。

地域別最低賃金については、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地方最低賃金審議会（公益代表、労働者代表、使用者代表の各同数の委員で構成）での地域の実情を踏まえた審議・答申を得た後、異議申出に関する手続きを経て、都道府県労働局長により決定されます。

特定（産業別）最低賃金については、関係労使の申出に基づき地方最低賃金審議会が必要と認めた場合において、地方最低賃金審議会の審議・答申を得た後、異議申出に関する手続きを経て、都道府県労働局長により決定されます。

地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催

令和8年6月29日

第446回島根地方最低賃金審議会の開催について

- 1 日時 令和8年7月14日（火）午前10時00分から
- 2 場所 松江地方合同庁舎 島根労働局専用大会議室
（松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎 5階）
- 3 議題（予定）
 - （1）島根県最低賃金の改正諮問について
 - （2）労働団体等からの要請について
 - （3）その他

4 傍聴人数

傍聴者は原則5名までとし、傍聴を希望する者がこの数を超える場合は、抽選とします。

（注）ただし、審議中において、公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会議を非公開とすることがあります。

[傍聴を希望される方は、7月10日（金）までに事務局にお問い合わせ下さい。]

事務局 島根労働局労働基準部賃金室
松江市向島町134番10
松江地方合同庁舎5階
電話 0852-31-1158

審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 傍聴整理券番号と同じ番号の席に着席し、みだりに自席を離れないようにして下さい。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴して下さい。
- 4 写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダー等の使用は御遠慮ください。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 6 審議における言論に対して賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げる恐れのあるものは会場内には持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用しないでください。
- 9 銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 その他、会長及び島根地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

なお、上記の各事項に反する行為を行う者については、主宰者は、その者を退場させることがあります。